

○ 財務省告示第百四十一号  
平成二年三月二十五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規則）  
行条件等を次年四月七日より告示する。  
行条件等を次年四月七日より告示する。

國庫短期証券（第九十五回）  
財務大臣　菅直人

二　一　　発行令  
の法発号名稱及び記  
條律行項及のび根拠  
の法律の發行號及の項及び根拠  
四　三　　發行方法の適  
用振替法の適

一　　場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ「争は受けるも」とい  
場も加、「と行る価に日けるも」とい  
特の者財同「発行格付本銀も」とい  
別にご務時と行競し銀行のう。法  
参よと大にい（以争て行るとし。）  
加るに臣行う。下入行とし。法  
者発応がわ。札わすれ。法  
・行募各れ及一札わすれ。法  
第へ限國るび価一れ。法  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。法

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 額	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 争 額		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円  十 億 千 八 百 千 百 百 四 十 元 五 万 九 千	二四六五 百千兆 円三二二 十万千 億千四 八四百 千百六 百五十 四十 元億 五四 万千 九四百	額億額 面九面 金千金 額万額 で円で 四五 千兆 三十二 一千 二四 百億 七百七 十六	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日	
平 成 二 十 二 年 三 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に つ .そ き 百 円	額 面 金 額 を 支 き は 、 う 。そ が の 翌 當 業 業 日 日	償 還 期 限 償 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	當 た し と 、 二 、 六 月 二 行 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に つ そ き 百 円 に 上 の つ そ き 九 十 ぞ れ 九 九 円 に	額 七 面 錢 六 額 毛 円 上 に の つ そ き 九 れ 九 九 円 応 九	す る 。整 數又 倍は の記 の記 額は 、 よ最 る低 も額 の面 と金